

年金記録確認栃木地方第三者委員会第一部会（第38回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月3日（水）9時30分から12時

2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室

3. 出席者

（部 会） 渡辺委員長、安納委員長代理、小針委員、田中委員

（事務局） 折山室長、高月主任調査員、永田調査員ほか

4. 議 題

（1） 受付状況の報告

（2） 事案の検討

（3） その他

5. 会議経過

（1） 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。

国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

厚生年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているか等について議論が行われた。

（2） 部会として、厚生年金事案4件について記録訂正の必要はないと判断した。

（3） 次回は、9月10日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第二部会（第37回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月3日（水）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 高橋部会長、杵淵部会長代理、大越委員、唐木田委員
（事務室） 折山所長、鈴木主任調査員、阿久津主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案を4件を決定するとともに、2件の事案について納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、9月10日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第三部会（第16回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月4日（木）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 橋本部会長、加藤部会長代理、松浦委員、大久保委員
（事務室） 折山所長、椎名事務室次長、阿久津主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
厚生年金事案の審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案2件と、厚生年金事案1件については、年金記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、9月11日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第一部会（第39回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月10日（水）9時30分から12時

2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室

3. 出席者

（部 会） 安納委員長代理、小針委員、田中委員

（事務局） 椎名室次長、高月主任調査員、永田調査員ほか

4. 議 題

(1) 受付状況の報告

(2) 事案の検討

(3) その他

5. 会議経過

(1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。

国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

厚生年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているか等について議論が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険の被保険者期間等の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定した。また、厚生年金事案2件、国民年金事案1件については記録の訂正の必要はないと判断した。

(3) 次回は、9月17日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第二部会（第38回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月10日（水）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 高橋部会長、杵淵部会長代理、大越委員、唐木田委員
（事務局） 折山所長、鈴木主任調査員、阿久津主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
 - (2) 部会として、6件の国民年金事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、9月17日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第三部会（第17回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月11日（木）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 橋本部会長、加藤部会長代理、松浦委員、大久保委員
（事務室） 折山所長、椎名事務室次長、阿久津主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
厚生年金事案の審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 厚生年金事案2件については、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案を決定するとともに、国民年金事案2件及び厚生年金事案2件については年金記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、9月18日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第一部会（第40回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月17日（水）9時30分から12時

2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室

3. 出席者

（部 会） 渡辺委員長、安納委員、小針委員、田中委員

（事務室） 折山室長、高月主任調査員、永田調査員ほか

4. 議 題

（1） 受付状況の報告

（2） 事案の検討

（3） その他

5. 会議経過

（1） 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているか等について議論が行われた。

（2） 部会として、厚生年金保険の被保険者期間等の訂正の必要があるとのあっせん案3件を決定した。また、厚生年金事案5件については記録の訂正の必要はないと判断した。

（3） 次回は、9月24日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第二部会（第39回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月17日（水）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 高橋部会長、杵淵部会長代理、大越委員、唐木田委員
（事務室） 折山所長、鈴木主任調査員、阿久津主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案1件をあっせんし、4件の国民年金事案については納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、9月24日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第三部会（第18回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月18日（木）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 橋本部会長、加藤部会長代理、松浦委員、大久保委員
（事務室） 折山所長、椎名事務室次長、阿久津主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
厚生年金事案の審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案1件については、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案を決定するとともに、厚生年金事案5件については、年金記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、9月25日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第一部会（第41回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月24日（水）9時30分から12時

2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室

3. 出席者

（部 会） 渡辺委員長、安納委員、小針委員、田中委員

（事務局） 椎名室次長、高月主任調査員、永田調査員ほか

4. 議 題

（1） 受付状況の報告

（2） 事案の検討

（3） その他

5. 会議経過

（1） 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているか等について議論が行われた。

（2） 部会として、厚生年金保険の被保険者期間等の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定した。また、厚生年金事案3件については記録の訂正の必要はないと判断した。

（3） 次回は、10月1日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第二部会（第40回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月24日（水）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 高橋部会長、杵渕部会長代理、大越委員、唐木田委員
（事務室） 折山所長、鈴木主任調査員、阿久津主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金事案を3件あっせんし、3件の国民年金事案については国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、10月1日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第三部会（第19回）議事要旨

1. 日 時 平成20年9月25日（木）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 橋本部会長、加藤部会長代理、松浦委員、大久保委員
（事務室） 折山所長、椎名事務室次長、阿久津主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
厚生年金事案の審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金事案2件については、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案を決定するとともに、国民年金事案1件と厚生年金事案5件については、年金記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、10月2日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕